

錦江町監査公表9号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年1月26日

錦江町監査委員 牧原 剛
同 浪瀬 亮祐

補助団体等に関する監査結果報告書

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の実施期間 令和3年1月20日（水）の1日間
- 3 監査の実施場所 本庁3階監査委員室
- 4 監査を行なった委員 牧原 剛、浪瀬 亮祐
- 5 監査対象団体名（事業名）及び所管課
事前審査
 - (1) 町ツーリズム協議会（観光交流課）
 - (2) 農村のポテンシャル発掘・活用推進事業（産業振興課）
 - (3) 女性・若者・シニア活躍応援事業（政策企画課）
 - (4) 町高校生父母連絡協議会（教育課）
 - (5) 身体障害者福祉協会（保健福祉課）
 - (6) 集落道整備補助事業（建設課）
- 6 監査の着眼点
 - (1) 補助金等を交付する所管課
 - ア. 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財産援助の決定は目的に沿ったものであり、また公益上の必要性は十分か。
 - イ. 補助金交付要綱は整備されているか。
 - ウ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ. 補助金等交付団体への指導監査は適切に行われているか。
 - カ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
 - (2) 財政援助団体等
 - ア. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書と符合するか。
 - イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
 - ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

また補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ. 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。

(3) 支援事業を実施する所管課

ア. 事業は、計画及び予算に従って実施され、十分効果が上げられているか。

イ. 事業効果として、今後の展開や改善が伺える結果となっているか。

ウ. 今年度（事業実施の翌年度）、その効果がどのように表れているか。

エ. 関係書類は整理されているか。

7 監査の実施内容

所管課においては補助金等の交付に係る関係書類を、財政援助団体においては、事業内容が分かる書類（総会資料、事業計画書、見積書など）及び収支決算書、通帳、領収書を、支援事業実施課においては、事業計画書及び実績書、事業効果説明資料をもとに、各課、団体等から事業概要、目的、補助金交付要綱の設置状況、事業実績、収支決算書等について説明を受け、その後、補助金等交付規則に規定する交付申請書等の関係書類、出納簿、通帳、領収書等関係書類の確認を行ない、必要に応じて担当者及び関係者の意見を聴取した。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した各団体等については、補助金交付要綱にも合致し、会計処理についても概ね良好に整理されており適正な運営が為されていると認められる。各財政援助団体等について、次のとおり意見を付す。

(1) 錦江町ツーリズム協議会補助金

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき観光交流課において適正に処理されていた。

決算書の様式については、予算額に対する決算額の増減額の記載表現を改められたい。また誰に対しても説明がスムーズに行えるよう、事業収入や会員への支払金等の内訳を記録したものを添付されたい。

コロナ禍で民泊受け入れや会員研修等の中止を余儀なくされる中、新たな体験コンテンツの開発やそのための資格取得など、「今できること」に速やかに軌道修正して取り組まれており、補助金を有効に活用していることが伺えた。

(2) 農村のポテンシャル発掘・活用推進事業

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱や県の指示などに基づき産業振興課において適正に処理されており、特に指摘する点はなかった。

3か年の実施計画に基づき、国・県からの補助（おおむね100%）を受けながら、宿利原地区内の若手女性が自ら企画運営する「宿利原スクールマルシェ」の開催や、地場産物を活用した新たな商品開発など、スモールビジネス創出のための地区住民の積極的な活動に寄与されている。

令和2年度については、コロナ禍の影響で計画を変更せざるを得ない状況とのことで苦慮されているようであるが、目標の実現に向けて、無理のない範囲で活動を継続されたい。

(3) 女性・若者・シニア活躍応援事業

本事業については町（政策企画課）が主体で行なった事業で、スモールビジネス等起業に対する意識の高揚を図るため、当該事業への参加者に対して、セミナーを開催したり参加者自ら企画する視察研修への支援を行うなどしている。

財源については、一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用しており、一般財源は事業費の3%未満（36,380円）に留まっている。

前段で述べた宿利原スクールマルシェの活動とリンクし、またセミナーの開催においては商工会と共同で取り組むなど、事業間、事業所間においていわゆる「横の連携」が実現しており、それぞれに相乗効果をもたらしている。

また、参加者自らがマルシェを企画・開催したり、起業を実現させた参加者が出るなど、事業効果が見て取れた。

(4) 錦江町高校生父母連絡協議会運営補助

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき教育課において適正に処理されており、実績報告及び精算処理も含め、特に指摘改善する点はなかった。

なお、当協議会は、高校生の生活様式の多様化や、保護者の多忙化などにより活動が停滞し、令和2年度をもって解散する運びとなっている。解散にあたって、協議会が所持する活動資金の残額については、精算方法が協議なされているが、当該補助金は生徒の健全育成と会員の資質を高めることを目的とし、使うべき経費に制限があることと、コロナ禍で目的に見合った活動を実施できない状況を考えると、精算にあたっては補助金を返納することが適切であろう。

当該協議会におかれては、長年に渡り町教育行政にご尽力されたことに対し、心から敬意を表したい。

(5) 身体障害者福祉協会運営補助

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき保健福祉課で適正に処理されていた。また、事務局は社会福祉協議会で執り行っており、こちらもおおむね適正に運営されていた。

総会資料について、監事2名のうち1名が年度途中で欠けたため監査報告が1名により行われていた。当会規約によると、役員に欠員が生じた場合は補充するものと謳われており、また会計事務の信頼性にかかわる役職でもあるので、今後は速やかに補充していただきたい。

また、会員の居住地区に偏りが見られる。今後は町内全域に展開できるよう、更なる活躍を期待したい。

(6) 集落道整備補助事業

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きにおいて交付要綱に基づき建設課において適正に処理されており、実績報告及び精算処理も含め、特に指摘する点はなかった。

本町は高齢者が多く、ちょっとした段差等も危険個所となり得るであろうことから、今後もニーズが見込まれる。安全安心な生活のため、これからも地域の道路等整備に寄与されたい。

9 結び

運営補助については、令和元年度においてはおおむね事業計画どおりに活動できていた。しかし令和2年度はコロナ禍の影響を多大に受け、計画の変更や中止を余儀なくされ、苦慮していることが伺える。事業目的の範疇において、アフターコロナに向けて、今できることに着目・実践し、補助金の有効活用に努めていただきたい。また、事業内容を見直す機会と捉え、慣例的に行っている行事や研修など本当に毎年行う必要があるのか、他の組織と役割が重複するものなどは連携をとってどちらかに絞るなど、俯瞰的な見方で積極的に見直しを行っていただきたい。

事業の実施にあたっては、最大の効果を最小の経費で実施すべく、国・県等の補助金・交付金の活用や、横の連携による相乗効果を意識して取り組まれない。